

令和2年4月24日開会

令和2年4月24日閉会

令和2年三宅町議会  
第1回臨時会会議録

三宅町議会

## 令和2年4月三宅町議会第1回臨時会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (4月24日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	5
町長挨拶	5
開会の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
承認第1号～第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	6
追加議案の上程	11
選挙第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙	11
閉会中の継続審査	12
町長挨拶	12
閉会の宣告	13
署名議員	15

三宅町告示第30号

令和2年4月三宅町議会第1回臨時会を  
次のとおり招集する

令和2年4月15日

三宅町長 森田 浩司

記

1. 招集日時 令和2年4月24日 金曜日  
午前 10時00分 開会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場
1. 付議事件
  - (1) (専決処分事項報告) 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
  - (2) (専決処分事項報告) 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
  - (3) (専決処分事項報告) 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について
  - (4) (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - (5) (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

令和2年4月三宅町議会第1回臨時会

会期日程表

令和2年4月24日金曜日 1日間

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	4月24日 金曜日	午前10時00分	臨時会開会

令和2年4月三宅町議会第1回臨時会

招集の日時 令和2年4月24日金曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

久保憲史	川鱒実希子	瀬角清司
松本健	森内哲也	渡辺哲久
辰巳光則	松田晴光	衣川喜憲
池田年夫		

欠席議員数(0名)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	金井壮夫
教育長	澤井俊一	総務部長	岡橋正識
住民福祉部長	岸部聖司		

---

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	中谷亮一	モニター室係	山内亮
--------	------	--------	-----

---

本日の会議に付議した事件

議事日程(別紙のとおり)

---

本会議の会議録署名議員氏名

3番議員	瀬角清司	4番議員	松本健
------	------	------	-----

令和2年4月三宅町議会第1回臨時会

議 事 日 程

令和2年4月24日 金曜日  
午前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 承認第1号 (専決処分事項報告) 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 承認第2号 (専決処分事項報告) 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 承認第3号 (専決処分事項報告) 三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 承認第4号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 承認第5号 (専決処分事項報告) 三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 追加日程第1 選挙第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙

---

◎議長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 皆さん、おはようございます。

1分ほど早いかなと思いますけれども、おそろいのようなので始めさせていただきます。  
本日、令和2年4月三宅町議会第1回臨時会を招集されましたところ、議員各位にはご出席いただき、ありがとうございます。

本日、提案されております議案につきましては、（専決処分事項報告）固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを初めとする専決処分事項報告の承認5件についてご審議をお願いいたします。

円滑な議会運営にご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

また、携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにするか電源をお切りくださいますようお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（衣川喜憲君） 開会に先立ちまして、森田町長よりご挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議員の皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、令和2年4月三宅町議会第1回臨時会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、年度初めに当たり公私ご多忙の中ご出席いただき厚く御礼申し上げます。  
また、日ごろより町政発展のためご支援、ご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

本臨時会に提出をいたしております案件は、専決処分事項報告5件の重要案件をご提案申し上げ、ご審議を願うわけでございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

◎開会の宣告

○議長（衣川喜憲君） ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しております。

よって、令和2年4月三宅町議会第1回臨時会は成立しましたので開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時01分）

---

◎議事日程の報告

○議長（衣川喜憲君） なお、本日の議事日程はお手元に配付しておりますとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（衣川喜憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により3番議員、瀬角清司君及び4番議員、松本健君の2人を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（衣川喜憲君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、今臨時会の会期は本日1日間と決定しました。

これより議事に入ります。

---

◎承認第1号～承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（衣川喜憲君） お諮りいたします。

日程第3、承認第1号（専決処分事項報告）固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第7、承認第5号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの承認5件を一括上程いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年4月三宅町議会第1回臨時会に提出をいたしました各議案についてご説明申し上げます。

承認第1号（専決処分事項報告）固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する等の法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日に公布され、令和2年4月1日施行となったことに伴い本条例の一部を改正する必要が生じたものでありまして、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められたことにより、「書面整理」及び「手数料の額等」の内容について整備を行ったものであり、議会を招集する暇なきことから、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年3月31日付けで専決処分を行いましたので、同法同乗第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認を願うべく提出を行うものであります。

続いて、承認第2号（専決処分事項報告）三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、令和2年4月1日施行の「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令」が同年3月27日に公布されたため、議会を招集する暇なきことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付けで専決



処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認を願うべく提出を行うものであります。

改正の概要は、本条例で定めている非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額及び障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率の改定を行ったものであります。

承認第3号（専決処分事項報告）三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令等の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、令和2年4月1日から施行されたことに伴い、本条例等の一部を改正する必要性が生じたため、議会を招集する暇なきことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認を願うべく提出を行うものでございます。

改正の概要は、固定資産税関係では、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応として、現に所有している相続人等の申告の制度化、使用者を所有者とみなす制度の拡大、住民税関係では、未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直し、その他たばこ税における課税免除の適用に当たって必要な手続きの簡素化、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を3年延長等の改正を行うものであります。

承認第4号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、地方税法等の一部を改正する法律及び地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和2年3月31日にそれぞれ公布され、令和2年4月1日に施行されたことに伴い、本条例等の一部を改正する必要性が生じたため、議会を招集する暇なきことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認を願うべく提出を行うものでございます。

改正の概要は、国民健康保険税の基礎課税額の上限について2万円、介護納付金基礎課税額の上限について1万円引き上げ、それぞれ63万円、17万円とする改正。所得の判定上限額を世帯所属者一人当たり5割軽減については28万円から28万5千円に、2割軽減については51万円から52万円に引き上げることとする改正を行うもの及び低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴い附則に該当条項の追加を行うものであります。

承認第5号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定については、傷病手当金の支給について、国民健康保険法第58条第2項により、条例の定めるところにより行うことができることとされており、今般国内において発生している新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に対して、被保険者の生計の維持、国内の感染拡大防止の観点から、給与の3分の2の相当額を出勤が可能となるまでの間、傷病手当金として国民健康保険から支給を可能とするため本条例の改正を行ったものでございまして、議会を招

集する暇なきことから、地方自治法第179条第1項の規定により令和2年3月31日付で専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、これを議会に報告し、ご承認を願うべく提出を行うものでございます。

以上が今臨時会に提出いたしました専決処分事項報告5件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。説明を終わらせて頂きます。よろしくお願いいたします。

○議長（衣川喜憲君） ただいま説明が終わりました。

日程第3、承認第1号（専決処分事項報告）固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてより、日程第7、承認第5号（専決処分事項報告）三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの承認5件について総括質疑を許します。質疑ございませんか。

○議長（衣川喜憲君） 10番議員、池田年夫君。

○10番（池田年夫君） 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の静定ですが、最高限度額を引き上げるものでありますが、今回の新型コロナウイルスの感染で所得減が予想されます。町の国民健康保険税条例の第26条は、「町長は、国民健康保険税の納付義務者のうち災害、その他特別な事情により生活が著しく困難になった者又はこれに準ずると認められる者について、特に必要があると認められるときは、国民健康保険税を減免することができる」となっていますが、どのように考えておられるのでしょうか。

国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定ですが、新型コロナウイルス感染による休業等を傷病手当で補完するというものであります。政府は傷病手当の支給等についてQ&Aを作成していますが、広報等で住民に周知する考えはありませんか。以上です。

○議長（衣川喜憲君） 岸部部長。

○住民福祉部長（岸部聖司君） 議長のお許しを得ましたので、池田議員の質問にお答えします。新型コロナウイルスに、主たる生計維持者が感染した場合、また収入が10分の3以上に減少した場合、所得に応じて国民健康保険の全部または一部を免除することをしよう要綱等の改正をする準備をしているところです。広報については、6月広報に掲載する予定です。また、国民健康保険加入者で傷病手当に該当する方には個別案内を行う予定でございます。以上でございます。

○議長（衣川喜憲君） 他に質疑はございませんか。質疑は終結致します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

日程第3、承認第1号（専決処分事項報告）固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

採決は起立で行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第4、承認第2号(専決処分事項報告)三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第5、承認第3号(専決処分事項報告)三宅町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第6、承認第4号(専決処分事項報告)三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

お諮りします。

日程第7、承認第5号(専決処分事項報告)三宅町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件を原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(衣川喜憲君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定しました。

---

#### ◎追加議案の上程

○議長(衣川喜憲君) お諮りします。

本日の議事日程に選挙1件を上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、選挙1件を追加することに決定しました。

追加の議事日程を配付いたします。

しばらくお待ちください。

（議事日程配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

---

◎選挙第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙

○議長（衣川喜憲君） 追加日程第1、選挙第1号 山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の選挙を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法については、指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

指名の方法については、議長において指名することに決定しました。

山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に瀬角清司君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました瀬角清司君を山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（衣川喜憲君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました瀬角清司君が山辺・県北西部広域環境衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました瀬角清司君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

---

◎閉会中の継続審査

○議長（衣川喜憲君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきまして、各委員会の議会閉会中においても引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思っております。これに

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(衣川喜憲君) 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で継続して調査並びに審査していただきたいと思います。

---

#### ◎町長挨拶

○議長(衣川喜憲君) 以上で、今期臨時会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長よりご挨拶をお願いいたします。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 議長のお許しをいただきましたので、令和2年4月三宅町議会第1回臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、5件の重要案件について慎重審議いただき、全議案のご承認を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。

また、今臨時会においては、山辺・県北西部広域環境衛生組合議員の選出をしていただいたところでございます。新施設の建設に向けては関係自治体とのいっそうの連携のもと議員皆様とともにしっかりと取り組んで参る所存でございます。

そして、新型コロナウイルス感染症対策では国において、4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大されました。本町においても、小中学校の休業、町主催行事や教室の自粛、公共施設の利用停止・閉館、自治会館の閉館要請をお願いし、不要不急の外出を控えていただくこと、「3つの密」を避けていただくよう呼びかけて参りました。現在本町においては感染者は報告されていませんが、国内の状況下では、誰もが感染者・濃厚接触者になる可能性があります。そのような中、町民の皆様の健康を守り、町民サービスを滞りなく安全に提供し続けるため、4月21日より役場職員の交代勤務を実施させていただいております。来庁の皆様には大変ご不便をおかけ致しておりますが、ご理解・ご協力を引き続きお願いいたします。

ご自身の健康を守ることが、大切な人や社会全体を守ることにつながります。一刻も早くこの事態を収束させるためにも引き続き皆様のご協力をお願いするとともに、国の緊急対策に加え、町独自の施策の実施も現在研究・検討をすすめております。議員の皆様方におかれましては、住民の皆様方の命と暮らしを守るための専決処分により緊急に事業実施の判断をさせていただくこと、また緊急に議会を招集させていただき補正予算等のご審議をお願いすることもあるかと存じますが、最大のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びになりましたが、議員皆様方の益々のご活躍を祈念申し上げますとともに、本町の発展のために共に歩んで参りたいと考えております。今後ともより一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長(衣川喜憲君) これをもって第1回臨時会は閉会いたします。

皆様、コロナ対策は十分をお願い致しまして閉会と致します。ご苦労さまでした。

(午前10時25分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員